

長野県中野立志館高等学校同窓会会則

第1章 総則

第1条 この会は長野県中野立志館高等学校同窓会という。

第2条 この会の事務局は母校内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この会は母校の発展に協力し、また会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- 1 機関紙の発行
- 2 講習会、講演会及び研究会
- 3 その他この会において必要と認めた事業

第5条 この会の目的または種類を同じくする事業を行うものがある時は協賛することができる。

第3章 会員及び組織

第6条 この会の会員は正会員、特別会員、名誉会員とし、その区分は次の通りとする。

- 1 正会員 町立中野実科高等女学校、下高井高等女学校、長野県中野高等女学校、同併設中学校、長野県中野高等学校並びに下高井農蚕学校、農業科別科、下高井農商学校、下高井農学校、産業組合科、中野実科商業学校、中野商業学校、中野農商学校、中野農商学校併設中学校、長野県中野実業高等学校及び長野県中野立志館高等学校の卒業生または在籍した者。
- 2 特別会員 母校の旧職員及び現職員。
- 3 名誉会員 総会での決議により推薦された者。

第7条 この会は本部及び支部よりなり、支部組織に属さない会員は本部に属する。役員会の承認を得て、会員多数の地区にも支部を作ることができる。

第8条 支部は必要に応じて支部規約をもち、支部長を選出し支部委員を置くことができる。

第4章 役員

第9条 この会に次の役員を置き役員会を構成する。

顧問	若干名
会長	1名
副会長	若干名
理事	若干名
監事	4名
幹事（事務局）	若干名
校内幹事（全・定教頭、事務長、同窓の職員）	

第10条 役員は次のように選出する。

- 1 理事及び監事は役員会において会員の中より選出する。
- 2 会長及び副会長は、理事の中より選出し、総会において承認を得るものとする。
- 3 支部長は本部の理事となる。
- 4 幹事、校内幹事は会長が推薦する。
- 5 母校校長、歴代会長、同窓の県会議員及び市町村長を顧問に推薦する。

第11条 役員の任期は2年とし、再選をさまたげない。

第12条 役員に欠員が生じ、補完した場合の任期は前任者の残任期間とする。

第13条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長はこの会の会務を総轄し、この会を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し事故ある時にその任務を代行する。
- 3 理事は会務を執行する。
- 4 支部長は支部を代表し本部との連絡にあたる。
- 5 監事は会計監査を行う。
- 6 幹事は会務、会計に携わる。
- 7 校内幹事は必要により会務に携わる。

第 14 条 役員会は会務の執行に必要な学年幹事、学級幹事を置くことができる。

- 1 学年幹事は各卒業期ごとにその所属する正会員の中から選出する。
- 2 学級幹事は各卒業期ごとにその所属する正会員の中から選出する。
- 3 学年幹事、学級幹事の任期は 2 年とし、再選をさまたげない。

第 5 章 財産及び会計

第 15 条 この会の財産は次の区分による。

- 1 入会金及び会費
- 2 財産及び事業から生ずる収入
- 3 寄付による動産

第 16 条 基本財産は前条の財産中役員会で決定した財産とする。

第 17 条 通常経費は基本財産以外の財産で支弁する。

第 18 条 正会員に入会する際は入会金 12,000 円を納める。ただし入学時に 6,000 円、卒業時に 6,000 円とする。

第 19 条 正会員は必要に応じて会費を納める。

ただし、年会費は 1,000 円とし、同窓会報発行の際同封する振込用紙を利用して納入する。

第 20 条 入会金、会費の納入金額及び納入の方法は、役員会において決議し総会の承認を得る。

第 21 条 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

第 22 条 予算及び決算は役員会の決議を経て定期総会に報告する。

第 6 章 会議

第 23 条 この会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会及び正副会長会（会長、副会長、監事、幹事、学校三役で構成）とする。

第 24 条 定期総会は年 1 回開き、臨時総会は役員会が必要と認めた時会長が招集する。

第 25 条 役員会は会長または役員 5 名以上が必要と認める時会長の招集により開くことができる。

第 26 条 正副会長会は会長が必要と認める時会長の招集により開くことができる。

第 27 条 総会で決議または承認する事項は次の通りである。

- 1 会則の決定 規約の制定及び改定
- 2 正副会長の選出
- 3 基本財産をもって支弁する事業及びその会計報告の承認
- 4 名誉会員の推薦
- 5 その他

第 28 条 総会は出席会員をもって開会できる。欠席会員は白紙委任と認める。

第 29 条 総会の議長、副議長は出席会員中より選出する。

第 30 条 総会の議事は出席会員の過半数をもって決定する。

第 31 条 役員会の議長は会長があたる。

第 32 条 役員会の議決は出席役員の過半数をもって決定する。可否同数の時は議長が決定する。

第 33 条 正副会長会の議長は会長があたる。

第 34 条 正副会長会の議決は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の時は議長が決定する。

附 則

平成 26 年 6 月 28 日より施行

平成 29 年 5 月 一部改正

本会則は、平成 29 年 5 月 27 日より施行する。